

令和2年8月  
東京都福祉保健局生活福祉部  
地域福祉課民生・児童委員担当

## 民生委員・児童委員の選任要件等に関するアンケート結果について（報告）

### 1 アンケート内容について

#### (1) 年齢要件

【現行】 新任：原則67歳未満、例外67歳以上70歳未満  
再任：75歳未満

#### 区市町村へのアンケート集計（重複回答1自治体あり）

現行のまま	変更
39区市町村	24区市町村

#### ○「現行のまま」

〈主な理由〉 加齢に伴う健康面への配慮、本人の人生設計への配慮など

- 〈意見〉
- ・前回の一斉改選時に再任の年齢要件を延長したばかりであり、まずはその分析が先。定年延長だけではなり手不足の根本的改善に至らない。
  - ・継続した民児協運営のためには最低でも2～3期の活動が必要。
  - ・委員の高齢化に係る諸問題（認知症・身体機能の衰弱等）への対応等懸念事項もあることから、これ以上の年齢要件緩和については慎重を要する。
  - ・75歳以上になると体力的に厳しいが、民間の雇用延長により新任として推薦したくても年齢を超えている事例が何件もあった。新任についてさらに柔軟な要件を望む。

#### ◆「変更を希望する」

〈主な理由〉 国の働き方改革による高齢者就労促進等雇用環境の変化、平均寿命延伸、なり手不足など

- 〈意見〉
- ・年齢延長を希望する意見のほか、再任年齢引き下げ希望意見あり。年齢の下限設定については意見なし。
  - ・国規定にならい、年齢要件は「原則」とし、区市町村（推薦会等）判断で選任できるものとすることを希望。
  - ・定年退職後も働いている方も多く、現状の年齢制限の基準において、新任者を探すのは困難を極める。
  - ・主任児童委員の年齢要件も変更希望（引き上げ、区域担当と揃える等）。

## (2) 居住要件

【現行】当該区市町村の議会の議員の選挙権をもち、担当予定区域または隣接区域におおむね3年以上居住

区市町村へのアンケート集計（重複回答1自治体あり）

現行のまま	変更
56区市町村	7区市町村

### ○「現行のまま」

〈主な理由〉・地域の実情を把握している必要があるため、居住年数について「3年以上」は必要。（多数あり）

〈意見〉・居住期間が短いと地域のコミュニティも出来ておらず、民生委員同士の関係づくりが難しい。相談者も民生委員に相談しにくい。

### ◆「変更を希望する」

〈主な理由〉・「3年以上」の合理的理由が薄い。活動に意欲関心がある方、地域の実情を十分知りえた方であれば居住年数は関係ない。

〈意見〉・23区では商業圏の発展・再開発により、近隣区に住み、店舗のみ地元に残している方が多い。日中の大半を元の町会で過ごし、夜のみ居住地に帰る方たちも選任できるよう、「原則として担当予定区域または隣接区域におおむね3年以上居住」とすること希望。  
・区域がとても小さいので、隣接区域でなくとも担当予定地域がわかる方は多い。このため、「担当予定区域または隣接区域から2km以内に居住」と変更希望。

## (3) 常勤者の委嘱

アンケート中の【現行】文に、令和元年12月一斉改選前の内容を誤って記載しておりました。正しい【現行】内容は下記のとおりです。アンケート集計結果につきましては、御回答いただきました内容にそって、表示しております。

【現行】地域の事情等により常勤の公務員及び会社員等の被雇用者を選任する場合には、民生委員活動に支障がない者を選任すること。なお、この場合には、雇用主（任命権者）の「承諾書」の提出が必要である。

### 区市町村へのアンケート集計

現行のまま (活動に支障がなく、雇用主の承諾を得ている場合、常勤者の委嘱を可とする)	変更 (雇用主の承諾書提出を不要又は省略可とする)	変更 (国要領※と同様に変更)
48区市町村	11区市町村	3区市町村

※国要領…「生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者」

○「現行のまま」(活動に支障がなく、雇用主の承諾を得ている場合、常勤者の委嘱を可とする)  
 〈主な理由〉・民生委員活動に支障がない場合を可としているため、現行のままでよい(多数あり)。

- ・仕事と両立して円滑な活動を行うためには、勤務先の理解が必要であり、雇用主の承諾を確認することは必要(多数あり)。

〈意見〉

- ・就労しながら民生委員活動をする者が増加傾向にある。
- ・常勤者の中には定例会・研修等への参加が困難な方もいるが、休日には訪問活動等を行っていただいている、区市町村や民児協のサポートがあれば問題なく活動を行えると考えている。

◆「変更を希望する」(雇用主の承諾書提出を不要又は省略可とする)

〈主な理由〉・職場に了承を得ることは必要だと思うが、今後常勤者が増えると承諾書の提出がネックとなる。例えば承諾書という書式にこだわらず、職場の理解を得ていることを確認できれば推薦可とするなど、常勤者の負担を減らす方法での推薦希望(3区市)。

- ・新任委員の場合、雇用主の承諾書は必要と考えるが、再任委員の場合、同じ雇用先であれば不要なのではないかと考える(2区市)。

◆「変更を希望する」(国要領と同様に変更)

〈主な理由〉・定年延長に伴い、候補者の多くが仕事を持つており、常勤者である場合も増えている。国要領と同様に変更することにより、民生委員の就任に本人の承諾が得やすくなると考える。

#### (4) 民生委員審査専門分科会における「要説明者」の範囲について

【現行】新任・再任にかかわらず、「常勤者」「元民生委員」「現住所の在住期間3年未満」「担当区域外居住者」に加えて、一斉改選時には「民生委員協議会出席率60%未満」「活動記録提出率80%未満」に該当する者を、民生委員審査専門分科会における「要説明者」としている。

区市町村へのアンケート集計 表示説明：要説明者→「○」・分科会説明不要→「-」

「要説明者」の範囲	①現行のまま (38区市町村)		②変更 (8区市町村)		③変更 (8区市町村)		④変更 (2区市町村)※	
	新任	再任	新任	再任	新任	再任	新任	再任
常勤者	○	○	○	-	○	-	○	-
元民生委員	○	○	-	○	-	-	-	-
現住所の在住期間3年未満	○	○	○	-	○	-	○	-
担当区域外居住者	○	○	○	-	○	-	○	-
民生委員協議会出席率60%未満			○		○		-	
活動記録提出率80%未満			○		○		-	

※表記載以外の「④変更希望（その他）」の内容例

- ・「常勤者」は雇用主の承諾書提出をもって可とし、他項目も区市が推薦する以上、了とし、「要説明者」をなくす。
- ・「常勤者」を要説明者から除く。
- ・民生委員協議会出席率80%未満、活動記録提出率100%希望。（協議会への出席100%が難しくても、活動記録提出は義務と考えるため）

○「①現行のまま」

〈主な理由〉・現行のままで特に支障なし。（多数あり）

〈意見〉・出席率に關し、コロナ禍での本人意思に基づく欠席の扱いや、ネット会議や書面会議の扱い等を検討していただきたい。（多数あり）  
・任命責任を問われることもあり、民生委員審査専門分科会で審査され委嘱されているという事実があった方が説明しやすい。

○「②変更希望」

〈主な理由〉・新任時に民生委員審査専門分科会にて説明している者は、再任時に状況が変わらないのであれば再度の説明は不要。

○「③変更希望」

〈主な理由〉・再任者は、各地区推薦会でも説明されていることと思われるため、専門分科会での説明は不要。

- 〈意見〉
- ・「活動記録提出率」「協議会出席率」は一応の目安と捉えるべき。
  - ・仕事や個々の事情で出席できないこともある。欠席者へは後日資料を送付し、必要に応じ事務局に来ていただき説明するなど、後のフォローを行っており、協議会出席率だけでは活動状況は測れないのではないかと思う。出席率よりも活動の状況が大事なのではないかと思う。

○ 「④変更希望」

- 〈主な理由〉
- ・再任「常勤者」「現住所の在住期間3年未満」「担当区域外居住者」は、実績があるので、再度の説明不要。
  - ・再任「元民生委員」は、各自治体で推薦する際、解嘱理由が解消されていることを当然に確認するため不要。少しでも早く復帰し、活躍することが地域福祉向上へつながる。
  - ・再任「協議会出席率60%未満」については、常勤者も増加する中、委員の意欲以外の原因により出席率60%未満になる状況が発生しているため必要。ただし、協議会欠席者に、区役所窓口にて協議会時の説明を行った上で資料を手交し、出席と同一視できるような対応を行った場合は、出席とみなすことで、常勤者等へ間口が広がり、それによって男女比の均整化を図ることや委員の多様化に繋がると考える。

(5) 民児協定例会の開催方法について

令和元年度第2回民生委員審査専門分科会(一斉改選要説明者の審査 令和元年11月6日開催)では、常勤者も増えており、夜間に民児協定例会を開催するなど民生委員をフォローする体制を強化してほしい。民児協出席率もあがり、民生委員がより活動しやすくなるのではないか。との意見がありました。

そこで、定例会について、現状等をお伺いいたします

区市町村へのアンケート集計

夜間開催あり	夜間開催なし	未記入
8区市町村	33区市町村	21区市町村

○ 「夜間開催あり」の場合の開催月等

- ・地区民協により異なる月に開催(例:7月及び12月、8月及び11月等)
- ・定例会テーマが夜間講習会に参加することであったため7月開催
- ・不定期
- ・9月と3月。令和2年度は4・7・9・12・3月に夜間開催予定。
- ・地区別自主研修(全員対象)を12月開催。代替研修(欠席者対象)を3月実施。

- ・地区民協により定例会を年8~11回開催しており、全て夜間開催。行政側（事務局）の出席はなし。
- ・複数の地区民協定例会が毎月夜間開催（時間例：18:00~20:30開催。17:30~21:30の内2時間程度開催。）
- ・令和2年度は各地区で年に1度夜間開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で予定会議が中止となった。来年度以降の開催は今後検討する。

○「夜間開催なし」の場合の意見

- ・夜間・休日等の開催を提案してみたが、ほとんどの委員が現在の開催時間（平日午後）の方が出席しやすいとのことだったため、夜間は開催していない。
- ・日中で行えているため、夜間開催無し。

**(6) 民児協出席率、活動記録提出率の向上のための事例・方策をお教えください。**

**【民児協出席率の向上のための事例・方策】**

**《民児協開催時間、場所等に関する事例・方策》**

- ・年間の民児協の予定表を前年度中（早め）に委員へ配布している。（多数あり）
- ・開催曜日・時間を固定化しないことで、特定の委員の出席率が低迷しないよう配慮している。（複数あり）
- ・出席可能な曜日、時間を各地区で決めている。
- ・自営業の委員も多くいるため、開催時間を午後2時からとしている。
- ・常勤者も委員にいるため、できるだけ週休日に合わせて開催する。
- ・年2回、合同民生児童委員協議会の夜間開催回（19時~21時）を設け、日中、仕事をしながら活動している委員も、他の委員と同様に情報共有できる機会を確保している。
- ・全員研修会および合同地区視察研修欠席者向けの代替研修を、平日夜間または土曜日に実施している。
- ・合同民児協は日中開催であるが、地区民児協は夜間開催をしている地区が多く、結果として出席率の向上に繋がっている。なお、合同民児協には行政は関与（出席）しているが、地区民児協には関与していない。
- ・前月に各委員の予定を確認し、全員が出席できる日程を調整する。
- ・会議日程をほぼ毎月第4月曜日に固定し、スケジュールが立てやすいようにしている。
- ・各地区民児協の地区にて、委員全員が参加しやすい立地で開催している。
- ・開催回数削減の検討

**《欠席者への対応に関する事例・方策》**

- ・やむを得ず欠席する場合は、事務局へ事前連絡いただくよう新任研修で案内している。その際、資料を本人に届けた委員が会議の内容を伝えるようにしている。（多数あり）

- ・自地区民協にやむを得ず出席できない場合は、所属地区以外の地区へ振替出席を認める。（多数あり）
- ・欠席の連絡がない場合には、会長が資料を預かり、後日本人が会長宅に取りに行くようとしたところ、無断欠勤がなくなった。
- ・欠席が続く場合は地区の役員が状況を聞き取り、出席を促している。

#### 《民児協内容に関する事例・方策》

- ・委員同士がいつも話しやすい雰囲気をつくり、特に新任の方には一つひとつ活動内容や行事などについて、理解できるよう細かく話す。新任委員でも意見の言いやすい雰囲気を醸成し、協議会の大きな方針はなるべく委員全員で考えるようしている。
- ・合同民児協では行政からの協議・連絡・報告のほか、各地区民児協からの事例発表、問題別部会からの報告を行うなど民生委員活動に必要な情報提供を行う機会であることを周知し、全委員へ出席を促している。
- ・民児協出席率を向上させるためには、各地区での結束を強めること、民生委員のスキルアップにつながる研修を行うことの2点が重要であると考える。そのため、班活動を盛んに行い、民生委員が個人で問題を抱え込むことの無いよう、相談や情報共有をしやすい環境作りに努めている。また、スキルアップのための研修については、市の職員や外部から講師を呼び講義や情報交換会を行う、市内・市外にある施設等を訪問するなどして見聞を広めている。
- ・行政からの情報提供は、内容を厳選し、当市の民生・児童委員活動の中で必要がありそうな事だけに絞っている。（情報が多くすると頭に入らない。また、定例的になってしまい、委員が協議会に参加する必要性を感じにくくなる。）
- ・民児協が情報共有の場であるため、日々の活動の参考となるよう、事例紹介など行うようにしている。

#### 《その他》

- ・地区協議会中の連絡網等で委員間の連携を取っている。（多数あり）
- ・委嘱前に、民児協への出席について個別に説明している。
- ・小さいお子様のいる委員には、協力員に会議の間見てもらえるようにしている。
- ・区民児協の年間活動計画に合同民児協や地区民児協への積極的な参加についての項目を組み入れ、出席率の向上を意識付けている。

#### 【活動記録提出率の向上のための事例・方策】

##### 《記入方法のフォローに関する事例・方策》

- ・区独自の簡単な記入例を作成し、委員へ配布。
- ・地区の先輩民生委員による活動記録書き方マニュアル作成。
- ・民児協で作成している活動ハンドブックに、市の民生委員活動における活動分類表を

掲載し、活動記録を記入しやすい工夫を行っている。また、新任委員については、記入方法等について、地区の委員や所管課でフォローを行っている。

- ・各地区事務局にて、定期的に書き方の説明会等を開催し、記入方法不明による提出の遅れを予防している。

#### 《提出の促し方に関する事例・方策》

・翌月の地区民児協にて回収することで、委員の提出し忘れを防止している。持参を忘れた委員についても、地区民児協の場で記入ができるよう、予備の用紙を準備している。

(欠席の場合も、地区民児協の説明・資料受け渡しは区役所で行うため、その際に提出していただいている。地区民児協のない月等は、資料送付の際に返信用封筒を封入し、委員の負担軽減に努めている。)

また、事情によっては、原本の提出に先立ちFAXやメールでの提出も認めている。

- ・提出遅れの場合、各地区会長や役員等が未提出の委員に提出を催促している。（多数あり）

・毎月、〆切を過ぎても提出がない委員には事務局より直接提出のお願いをしている。

・毎月送付する開催案内に、活動記録提出のお願いと締め切りについて記載している。

・地区によってはまちづくりセンターにポストのようなものを設置し、委員がそれぞれ作成次第提出に行くという方式をとり、提出しやすい環境づくりをしている。

・地区民児協開催時に、受付で回収。忘れた方へのFAX等での提出勧奨。

単位民児協ごとの方策について情報交換し、多様な提出方法を導入した（メール、FAX等も可能とした）。

・各地区会長が、委員のために活動記録提出用の封筒を用意する等工夫を凝らしている。

・民児協定例会までに事務局へ提出とし、委員の負担にならないようしている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定例会を中止していた期間は、「電話・FAX送付による活動記録の提出を可とする」等柔軟に対応した。

・活動記録郵送用の封筒を協議会の度に渡している。（年間に一括して渡すのではなく、毎月渡すことによって、意識付けをしている。）また、遅れてもいいから必ず提出していただく旨、折に触れお願いをしている。

#### 《その他》

- ・地区的部会員同士の連携（班体制）
- ・地区民協の時にその月行われた活動について、記入指導をする。
- ・新任委員に対し、各地区会長等が委嘱時に活動記録の書き方や提出時期について指導
- ・欠席により活動記録を提出できない場合は、同地区内の委員に渡し提出してもらうような体制をとっている。
- ・区民児協の年間活動計画に活動記録の提出について項目を組み入れることで、全委員に提出の必要性の周知を図っている。

- ・熱心に取り組まれており、催促されることなく活動記録が提出される。（複数あり）

(7) 適任者確保のため、工夫していることをお聞かせください。

#### 《現役民生・児童委員と連携した取り組み》

- ・一斉改選の前年に再任の意向調査を行い、退任予定者を早期に把握するとともに、退任予定者が後任をさがす時間を十分に確保している。
- ・候補者が拳がり面談する際には、各地区会長等や事務局が同席し、検討を行っている。
- ・委員のことについて詳しくない町会長もいらっしゃるため、できるだけ退任予定の委員に町会長と連携しながら後任を探してもらえるよう依頼している。
- ・毎月の定例会にて現員と欠員の状況を示し、どの地域が欠員になっているかを民児協全体で共有し、候補者に心当たりがないか確認している。
- ・定例会資料では、欠員区域と隣接区域などを地図で示し、当該区域居住者以外の候補者についても視野に入れ候補者を探している。
- ・適任者を確保するため、改選年度の推薦準備会を行う前に、行政や各地区民生委員で適任者の候補者の名前をあげ、推薦準備会でその方を推薦者とするかどうか行政側と地区民生委員でもみ、訪問をしてお願いしている。推薦者が辞退した場合には、その方に新に適任者を推薦してもらい、推薦準備会を開いて会議で適任かどうか判断し、再度訪問をして依頼をしている。

#### 《町会・自治会への働きかけ》

- ・町会・自治体等をはじめ、各団体へ適任者発掘の協力依頼を行ったり、地域のサロン活動・ボランティア活動等に、既に奉仕の精神をもって参加されている方にお声掛けをしている。
- ・欠員地区の町会・自治会に対し、候補者の選任について説明・働きかけを行っている。
- ・一斉改選の1年半前から退任予定者はもとより、地区会長や町会長と連携を図り、早期に後任を確保できるよう取り組んでいる。
- ・前回の一斉改選では、青少年地区対策委員会等に職員が出向き、民生・児童委員の職務等について説明し、候補者推薦について広く周知している。
- ・現在、欠員地区のある町会・自治会・マンション管理組合に向けた、民生委員についてのチラシを作製中。
- ・町会やP.T.A、そして区では住区住民会議等と、日ごろ様々な人たちで連携して、適任者の発掘に努めている。
- ・常日頃、町会長や役員の方々に民生委員の活動の内容をお伝えしていくことも大事。
- ・町会行事に参加されているメンバーの方と会話をすることで候補にあがることが多いと思う。情報交換が大切。
- ・民生委員が福祉関係の人材を知っていることが多い状況から、推薦準備会要領を改正。

自治会町会長と民生委員協議会会长が協力して候補者探しを行う旨明記した。

- ・PTA 役員を経験している民生委員も多いことから、PTA 経験者にインタビューし、啓発パンフレットを作成。区内全中学校に配布予定。次回改選までに継続して配布を検討している。
- ・地区事務局である区民活動センター職員が、地域で公益的な活動をしている団体や、子育て団体など様々な地域団体の支援を担っているため、そこで情報を収集しながら町会・自治会の候補者推薦の動きにつなぐなどのコーディネートの役割を担っている。
- ・地域福祉に尽力されている方へのアプローチ。
- ・一斉改選時、自治町会連合会長宛に民児協会長より推薦にかかる依頼文を送付し協力依頼を行っている。
- ・各民生委員・児童委員が日頃から見守り訪問や地区の行事に参加し、適任者の発掘に努めている。
- ・一斉改選期にあたり、市所管課が関係団体へ出向き、候補者情報の収集について協力を依頼している。また、候補者に対しては、民生・児童委員と市職員が説明を行い、不安な点などを解消できるように努めている。

#### ＜過去に協力を依頼した団体＞

- 商工会、住民協議会、保育園園長会、コミュニティ・スクール委員会、
- 地域包括支援センター、シルバー人材センター、欠員の多い地区の自治会など
- ・令和元年度の一斉改選については、市内各自治会に対する候補者紹介依頼を例年より1か月前倒しするとともに、紹介書提出期限を2か月先延ばしました。

#### 《その他》

- ・区市独自の候補者に向けた簡易的なパンフレットを作成。（多数あり）
- ・市民後見人の研修受講者の中から意欲等を確認し、民生委員になることを勧めている。
- ・新任委員の負担を軽減するために、柔軟な協力員の配置を検討。
- ・区内全 10 か所の特別出張所の行政区画内に「推薦準備会」を設置。委員は区域内の教育団体、女性団体、社会福祉関係団体、町会・自治会関係、民生委員、行政関係で構成し、欠員が生じた際に、隨時推薦準備会を開催し、新任候補者の選出を行っている。
- ・民生委員活動を紹介するパンフレットを作成したので、今後、町会の会合出席時等に活用し、なり手確保のため、PR していきます。
- ・事務局が候補者探しのための町会自治会向けチラシを作成し、町会自治会に配付している。
- ・候補者がいた場合、2～3年前よりお願いし、確保できる様にしている。本人が了承したら、協力員として手伝いをしてもらい、とけこみやすくする。
- ・地域で活躍している方の情報をまちづくりセンターから収集している。
- ・民生委員推薦会の下に推薦準備会を組織し、適任者を推薦してもらっている。推薦会委員を多様な構成団体（民生委員、市議会議員、青少年健全育成地区委員会、商店街振

興組合連合会、市農業委員会、市社会福祉協議会）などから選んでいる。

・民生委員・児童委員の業務や活動を知ってもらうため、毎年「民生委員・児童委員の日」及び「活動強化週間」に、駅の近くや、市役所の市民ホールでPR活動を行っている。

また、広報特集号を発行し、民生委員・児童委員を身近に感じてもらうよう努めている。

・市役所職員等のOB、地域のPTA、健全育成対策委員等の地域住民の情報を共有し、民生委員から地区内の適任者を推薦していただいている。

・候補者にあたっては、地区会長の面談と行政担当者の面談を行い、民生委員の役割や業務について丁寧な説明を心掛けている。

・毎年度10回程度、各地区で民生委員活動に関する説明会を開催しており、活動についての理解を促し、興味を持ってもらうきっかけとなっている。

・市退職予定者の情報を担当課から提供してもらい、該当者に打診する。

・職員の親などにあたる。

・新任民生委員が途中退任することがないよう、チューター制度を導入。地区懇談会が同じである委員が所属している部会に、新任民生委員も配属するようにしている。

・日頃から、地域内での社会活動状況を観察し、適任者の掘り起こしを行っている。

#### (8) 民生・児童委員選任にあたっての課題等をお聞かせください。

##### 《候補者推薦について》

・推薦母体の町会自体が高齢化しており、推薦をお願いしても適任者がいない、年齢制限が厳しすぎて難しいと言われ、欠員になってしまっている。（多数あり）

・年金受給の年齢引き上げに伴い、定年後も再任用・再雇用等フルタイムで働く方が増えており、委員就任を打診しても断られるケースが多い。若い人がなかなか推薦されない。（多数あり）

・新たなマンションに対しては、自治会結成後に説明を行っているが、地域において民生委員の制度自体に対しては理解を得られるものの、現時点で任命の必要性を感じていない、適任者が見つけられない等の理由で候補者推薦にいたらない場合が多く、結果として欠員となっている。

・町会・自治会に加入せず、独自の管理組合を設けていたり、企業勤めで推薦が得られなかつたりするような方が候補として挙がることもある。

・基本的な推薦元を町会・自治会としているが、再開発が進みタワーマンションがますます増える中で、町会・自治会の地域での位置づけや地域との関係性が変化してきている。マンションが乱立している臨海部地域（臨海部地域）は町会・自治会を組織していない地域が多く、候補者が見つかりにくい。

・再任の推薦について、本人の意思と地域の方との意見が異なる場合の対応に苦慮している。

- ・再任希望者で認知症症状があると思われる委員についての対応が非常に困難だった。再任者の定年延長時に検討されていた問題だと思うが、職権解職の適用ケースがあったのか、どのような時に職権解職の該当になるのか、また他地区でどのような対応をしたのか情報共有し次に活かしたい。
- ・都営住宅は高齢化が進み、年齢要件をクリアする候補者が少ない。
- ・町会活動していない人が推薦にあがってこない。
- ・民生委員が退任する際には後任探しで苦戦している。もっと気楽に退任できないのか。
- ・欠員地区が固定化し、代行者の負担が大きくなっている。代行者への手当を支給してほしい。
- ・これまでの担い手は専業主婦が多かったが、昨今は専業主婦が減少傾向にあるため、退職直後のシニア世代に民生委員の役割と業務をアピールし、担い手として活躍してもらうような工夫が必要。
- ・現在町会役員も含めなり手不足であり、これまでと違った切り口が必要だが難しい。
- ・60代はまだまだ働き盛り。ボランティア(民生委員)よりも働きたい方が多い。
- ・町会からは、年齢制限の撤廃を言われている。年齢制限に達しても、まだまだできる方はいらっしゃるので、できる限り続けてほしい。(ただし、民生委員はなかなか自分から辞められない方が多く、一定の制限を設けることで無理なく続けていただけるのではないかと思う。)
- ・年齢の若い民生委員・児童委員さんについてはフルタイムで仕事をしている方が多く、協議会への出席率が良くない。夜間開催になると、仕事をリタイアした年齢層の民生委員・児童委員については負担となってしまう可能性が高い。
- ・現在、町会等の地域団体から推薦される委員が多い。今後、町会組織率の低下、町会加入者の減少、区内の人口減少により、いつまで今の選任方法で委員を確保していくかわからない。
- ・民生委員からの推薦者といざ交渉してみると、週5で仕事をしている、子育てで忙しい、「民生委員になる気はない」ときっぱり断られることが多く、結果に結びつけるのが難しい。
- ・候補者の方の家の固定電話に電話をかけ接触をはかろうとしても、電話に出てもらえないことが多い。
- ・常勤、非常勤を問わず、働いている方が多く、仕事と両立ができるか不安を持つ方が増えてきている。(一斉改選時に委嘱した方もそうだが、これから委嘱される方は特にその傾向が増えていると思われる。)できる限り民生委員・児童委員の皆様に負担がかからないように、事務局を含めた行政機関でサポートを徹底したい。
- ・自治体や民生委員・児童委員と繋がりがある人を中心に候補者を探してもらっているが、そのような人は既に地域活動を行っており、民生委員活動をする余裕がないとの理由から断られる場合が多い。

- ・就労者委員への対応：近年民生委員に委嘱された者のうち、就労しながら民生委員を行っている者は増加傾向にある。就労の状況から民生委員活動が思うようにできないケースが見受けられ、満足のいく活動ができないことでやりがいがうまれず、早期に辞任する可能性が懸念される。また就労していることで会議に参加できないこともあり、民生委員間での連携においても支障をきたし、孤立を招いて活動に悪影響を与えることも危惧される。
- ・適任者は限られているので、市役所内で奪い合いになる。（他の部署の他の委員の候補になっていたりする。）
- ・現在は元気な高齢者や意欲のある高齢者が増えてきている中で、適格者であろう候補者が年齢要件により推薦できないこともあるため、年齢要件の変更は大きな課題である。
- ・人口も少なく高齢なため確保が難しい。（町村部で多数意見あり）
- ・後任者が見つかりにくい為、役場職員や社会福祉協議会のOG,DBに依頼することがほとんど。

#### 《地区割等について》

- ・東京オリンピック・パラリンピック 2020 大会終了後、人口増が見込まれる地区では、民生・児童委員の選任、地域民生・児童委員協議会の分化や担当地区割りについて検討していく必要がある。
- ・マンション増加により、若い世代と町会の関係が希薄。
- ・同一自治体内でも、地域により人口動態に差があり、人口減少が著しい地区では、高齢化と相まって、人材の確保が困難となってきているなど、地域格差が顕著となってきている。このため、実情に応じた地域ごとの対応が必要となってきている。
- ・担当地区の特性ごとに仕事量の違い（募金回収等）があるため、負担の大きい地区的負担軽減を検討する必要があると考える。

#### 《民生委員の負担について》

- ・民生・児童委員の負担を軽減すること、安心して活動に取り組めるよう、行政のバックアップを徹底すること、やりがいを感じられるような環境を整えること、民生・児童委員同士の繋がりを強化することなどが推進できれば、現任の民生・児童委員からの紹介が増える。行政からの依頼も増えており、依頼事項を整理し負担を少なくする必要あり。（多数あり）
- ・都心に居住する方は勤務している方が多く、担当地区を一人で担うことが困難になっている。また、世帯数が増加しセキュリティが強化され、住民の意識に変化がある中で、以前のような活動ができるか心配がある。
- ・委嘱後のプライバシーが守られるか不安を感じている方が増えてきている。
- ・セキュリティの高いマンションが増えたことにより、見守り等の活動に制限が加わっており、民生委員・児童委員の役割を果たすことが難しくなっている。

- ・令和元年の一斉改選で、常勤者の民生・児童委員が増えた。常勤者の負担をいかに減らせるかが課題
- ・民生委員は忙しいため時間に余裕のある人が求められるが、実際は時間に余裕ができると新任の要件を超てしまう。
- ・雇用主の承諾書の提出について理解を得られず、委員として委嘱できないケースがあった。
- ・現任・新任研修等について、e-ラーニングで受講出来るようにならないか。フルタイム勤務の民生委員・児童委員は平日に有休を取って研修に行くことが難しい。
- ・民生委員・児童委員活動の業務負担が高まる中、昨年度の台風災害、新型コロナウイルス感染状況における状況下においても地域住民のため活動をされている。民生委員の活動範囲が広がることで負担は益々拡大してきている。このことから、民生委員の職務について検討をしていくことが扱い手を確保するためにも重要である。
- ・令和元年の一斉改選では、欠員を減らすために定年を引き上げたが、今後そのしわ寄せが生じることが懸念される。
- ・年齢要件の緩和、活動費の増額、活動内容の縮小
- ・雇用者の定年延長等の政府方針がある中、年齢要件内かつ非常勤である者が減ることが予想される。そのような状況下においても、適任者確保のため、常勤者の選任が増加すると思慮するが、昼間の民児協出席率の低下を避けるため、民児協開催形態の変更等の検討が課題。
- ・市民の意見として、制度そのものを見直す必要があるとの意見が多く、報酬如何では引き受けられるという意見がある一方で、行政が直接的に関与するべき等の意見も挙がっている。民生委員制度を今後継続するため、現状の改革が急務と考える。将来を展望すると、現職の地方公務員が兼職によって民生委員活動を行わざるを得ないと感じる。
- ・主任児童委員の再任年齢要件の引き上げの検討をお願いしたい。
- ・ボランティアでは限界がある。本自治体では人材不足なうえ、他の委員会（農業委員や教育委員、選挙管理委員等）と委員の対象者が重複するため、委員報酬がある他の委員はなり手がいるが、報酬がない上に苦労が多い民生委員は敬遠されてしまう。

#### 《民生委員活動の周知について》

- ・民生委員活動の情報発信不足。民生委員の役割や存在意義など、正しい理解を幅広く地域住民に知ってもらう取組が重要。
- ・「民生委員・児童委員」について若い世代の認知度の低さが課題